

高齢者福祉サービス案内（令和8年4月1日現在）

※介護保険制度が優先になります。

※高齢者福祉サービスは、高齢介護課または各庁舎の市民総合窓口課・室で申請できます。

※1・2・12のサービスは申請後、古河市在宅介護支援センターの訪問による生活や身体状況の調査を行います。

1. ひとり暮らし高齢者等給食サービス ※申請後、訪問調査を行い、利用の可否を決定します。

内容 食の自立支援・食生活の安定及び安否確認のため、お弁当（昼食）を最大週3回まで配達します。

対象者 加齢等心身機能の低下により調理・調達が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯の人
※調理経験が無い、安価等の理由では、このサービスを利用することはできません。

費用負担 1食につき市の助成額400円を除いた実費

2. 高齢者見守りサポート事業 ※申請後、訪問調査を行い、利用の可否を決定します。

内容 緊急時に民間の受信センターにつながる緊急通報装置と人感センサーを設置することで、家庭内における24時間365日体制の見守りを行います。また、健康相談等の対応や定期的な安否確認の連絡も行います。

対象者 疾病等の理由により健康に不安があり、見守りを必要とする高齢者で、次のいずれかに該当する人
① 70歳以上のひとり暮らし高齢者 ② 75歳以上の高齢者のみの世帯（同居者全員）
③ 70歳以上で、同居者が下記のいずれかに該当するため、緊急時の対応が困難である人
● 身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳④・Aの人
● 要介護4以上の人
● 認知症と診断されている人
※同一敷地内、隣接敷地内に親族が住んでいる場合、対象外となります。

費用負担 月額300円 ※その他、実費負担があります（通信料、電気料等）。

3. 救急医療情報カプセル「伝言くん」配布

内容 緊急時の救急活動に必要な医療情報（緊急連絡先、持病、服薬、かかりつけ医等）をシートに記入し、専用のカプセル（愛称：伝言くん）に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、迅速な救命救急活動に役立てます。

対象者 次のいずれかに該当する人
① 65歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯の人
② 日中ひとりとなる65歳以上の人で、健康上の不安がある人
③ 身体障害者1級・2級・3級（内部障害のある人）、療育手帳④・Aの人、精神障害者保健福祉手帳1級の人

費用負担 なし

4. 家族介護用品支給事業

内 容	寝たきり高齢者等を介護している同居家族に対し、紙おむつ等の介護用品を自宅までお届けします。
対 象 者	市内に住所を有し、下記のいずれかに該当する高齢者等と同居し、介護している家族。 ① 要介護4以上の認定を受けている人 ② 要介護3の認定を受け、認定調査において「排尿」又は「排便」の項目が「介助」又は「見守り等」に該当する人 ※ 医療機関や介護保険施設等に入院・入所している人（家族以外から介護を受けている人）は対象外です。
支 給 額	市民税非課税世帯：1か月6,000円分の介護用品 市民税課税世帯：1か月3,000円分の介護用品

5. 高齢者外出支援タクシー運賃助成（ふくとく・チケット）

内 容	市で登録のあるタクシー事業者を利用した際に使用できる助成券を交付します。
対 象 者	75歳以上の高齢者
助 成 額	500円分の助成券×48枚 乗車ごとに運賃に応じた枚数の助成券を使用できます。 ・運賃1,000円以上で助成券1枚（500円）使用可能。 ・運賃2,000円以上で助成券2枚（1,000円）使用可能。 ・運賃3,000円以上で助成券3枚（1,500円）使用可能。 ・運賃4,000円以上で助成券4枚（2,000円）使用可能。 ※1,000円未満では使用できません。1度の乗車につき4枚まで利用できます。
留 意 点	・デマンド交通（乗合タクシー）「愛・あい号」では使用できません。 ・「高齢者通院等交通費助成」と同時に使用することはできません。 ・事前に申請及び助成券の交付を受ける必要があります。

6. 高齢者通院等交通費助成

※利用した月の翌々月末までに申請が必要です。

内 容	医療機関へ通院する際の一般及び介護タクシー運賃の一部を助成します。
対 象 者	自力での通院または家族による送迎が困難な在宅高齢者で、次のいずれかに該当する人 ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の人 ② 70歳以上の高齢者 ③ 要介護及び要支援認定者 (種別割減免、障害者福祉タクシー利用者は利用できません。)
助 成 額	片道を1回とし、1か月8回まで、運賃総額の1/2（100円未満切捨て）までで、助成限度額5,000円 1か月分をまとめて申請し、後日振込にて助成されます。
留 意 点	・申請書に医療機関の押印と、タクシーの領収書が必要です。 ・「ふくとく・チケット」を使用して乗車した運賃については申請することができません。

7. 白内障補助眼鏡・補聴器購入費等助成

※費用を支払った日の翌日から1年以内の申請が必要です。

対象品目	対象者	助成額	申請時の留意点
白内障補助眼鏡用レンズ	白内障手術後に眼鏡が必要な65歳以上の人	・購入費の1/2以内で 限度額10,000円 ・1人1回1対のみ	①手術後1年以内に購入したものに限り ②市指定の書類に医師の証明が必要です。 (費用は自己負担です)
補聴器	聴覚による身体障害者手帳の交付を受けていない、65歳以上の人	・購入費の1/2以内で 限度額30,000円 ・1人1回1台のみ	集音器は助成の対象外です。
ストマ用装具	ぼうこう又は直腸機能障害による身体障害者手帳の交付を受けていない、65歳以上の人	・蓄尿袋(1か月) 限度額6,000円 ・蓄便袋(1か月) 限度額5,000円	他の制度で給付・助成を受けている人は対象外です。

8. シルバーカー購入費助成

※費用を支払った日の翌日から1年以内の申請が必要です。

内 容	次のいずれにも該当するシルバーカーの購入費を助成します。 ① 4輪車で荷物入れの機能を有するシルバーカー ② SG規格適合商品 ※ 1人1回1台のみ申請ができます。 ※ 介護保険福祉用具貸与の対象品となるものは助成の対象外です。		
対 象 者	70歳以上で歩行に不安のある人	留 意 点	領収書、取扱説明書等が必要です。
助 成 額	購入費の1/2以内で限度額5,000円		

9. 訪問理美容サービス費助成

内 容	指定事業者が自宅を訪問し理髪を行うための助成券を交付します。		
対 象 者	理美容所に行くことが困難な高齢者であって、次の <u>すべて</u> に該当する人 ① 65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯 ② 要介護3以上の認定を受けている人		
助 成 額	1,000円分の助成券×最大4枚 ※申請時期により、交付枚数が異なります。 〔 4～6月：4枚交付 7～9月：3枚交付 10～12月：2枚交付 1～3月：1枚交付 〕		
実施機関	市が指定した理美容所		

10. はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧施術費助成

内 容	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧施術費に関わる助成券を交付します。		
対 象 者	70 歳以上の人または、重度心身障害者		
助 成 額	1,000 円分の助成券× 2 枚	実施機関	市が指定した事業所

11. 寝具類洗濯サービス

内 容	清潔な住環境を提供することを目的に、寝具類の洗濯及び乾燥消毒を行います。 市民税課税状況に応じて年 2 枚の助成券を交付します。		
対 象 者	寝具類の衛生管理が困難な高齢者であって、次の <u>すべて</u> に該当する人 ① 65 歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯 ② 要支援・要介護認定を受けている人		
費用負担	市民税非課税世帯：無料 市民税課税世帯：1 回あたり 3,050 円		
留意点	・敷布団、掛布団、毛布の 3 点が対象です。 ・洗濯期間中のレンタルを希望の場合、自費で利用することができます。		

12. 徘徊高齢者家族支援サービス費助成 ※申請後、訪問調査を行い、利用の可否を決定。

内 容	徘徊探知システムの利用にかかる費用の一部を助成します。 市が協定を交わした事業所が貸与する専用の端末機を徘徊高齢者が所持することで、家族が専用アプリ等により現在位置を確認することができます。		
対 象 者	認知症の高齢者を在宅で介護している世帯の人 ※ 医療機関や介護保険施設に入院・入所している人（家族以外から介護を受けている人）は対象外です。 ※ 外出時に専用端末を携帯する必要があります。		
費用負担	・毎月の利用料金：なし ・初期費用：利用者負担 加入料金 4,950 円（税込） 付属品代金① 標準充電器 2,750 円（税込） ② バッテリー充電器（予備バッテリー付き） 6,490 円（税込） ※付属品を①・②から選択ください。 ※その他、実費負担があります（事業所に位置情報の確認を依頼する場合や、現場へのかけつけを依頼する場合、バッテリー交換等）。		

《問い合わせ先》

〒306-0221 古河市駒羽根 1501 番地

古河市役所 福祉部 高齢介護課

福祉サービス係 電話番号 0280-92-4921